

千葉県選挙管理委員会御中

2015年4月22日

選挙の効力に関する異議申出書

異議申出人 太田光征

〒271-0076 千葉県松戸市岩瀬 46-2 さつき荘 201号

Tel/fax:047-360-1470

1 申出の趣旨

2015年4月12日執行の千葉県議会議員一般選挙の松戸市選挙区を含む全選挙区の結果を無効とするとの決定を求める。

2 申出の理由

申出人は、2015年4月12日に執行された千葉県議会議員一般選挙において、松戸市選挙区の選挙人であった。

国政選挙、自治体選挙の別を問わず、投票所入場整理券を所持せずに投票所に足を運んでも、本人証明書を提示せずに投票ができる。口頭で住所・名前・生年月日を示すだけでよい。

投票所入場整理券について自治体が説明している文章は、下記の通りとなっている。

「投票所整理券（三つ折りの圧着ハガキ）を各世帯の世帯主宛て（原則）に郵送します。投票の際は、あらかじめご自身の記載部分を切り離して持参してください。ハガキを紛失したり、手元に届いていない場合でも、本市の選挙人名簿に登録されている人であれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。」（2015年4月1日付広報まつど No. 1510）

「投票所入場整理券は、選挙人に対して選挙がおこなわれることをお知らせするとともに、投票所で選挙人名簿との本人照合をスムーズに行うために送付しているもので、投票用紙の引き換え券ではありません。投票所入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば、投票はできますので、投票所で係員にお申し出ください。」（千葉市選挙管理委員会）

異議申出人も本件選挙の投票において同券も本人証明書も提示せずに投票できた。住所・名前・生年月日は本人以外も知り得る情報であるから、これらの情報を自己申告で提示しても厳密な本人証明にはならない。

このように、本人証明がなされないまま、選挙の投票が行われている。その結果、選挙において二重投票、なりすまし投票などの不正が起きていることがたびたび報道されている。

本人証明書の提示を義務化せずに上記の不正をもたらしている実態は、公職選挙法第1条で規定されている適正な選挙から逸脱しており、違法である。

各地の選挙管理委員会、地方議会、国会はこの違法状態を認識しているはずであり、必要な措置を講ずる義務がありながら、違法状態を放置している。

本件選挙についてもこの違法がいえ、違法状態を放置してよい理由はないから、本件選挙は全選挙区の結果が違法で無効である。

- 3 以上、公職選挙法 202 条 1 項の規定に基づき、本件選挙の効力について異議の申出をする。